

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 22 日

都道府県
民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A の改訂について
(改訂 2 版)

消費税率の引き上げ等に伴う特定保健指導費用の実務的な取扱いに関しては、「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A について」(平成 26 年 3 月 7 日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)の別添「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A」においてお示ししているところですが、今般、修正加筆を行い、別添のとおり、改訂第 2 版として改訂しましたので、貴管下の市町村保険者及び国民健康保険組合へご周知願います。

なお、今回の改訂における追加・修正は下記のとおりです。

記

1. Q 1 - 6 として、保健指導が途中終了となった場合の取扱いを追加
 2. Q 2 - 2 について、国民健康保険団体連合会を代行機関とする場合の取扱いを追加
 3. Q 2 - 4 について、フリーソフト Ver. 5.0 のリリースによる修正
 4. Q 2 - 10 として、委託料単価の設定における端数整理の取扱いを追加
 5. 参考資料について、国民健康保険連合会における支払の流れを追加
- ※ これら修正箇所は別添において朱書きとしています。